

令和 3 年 度 市 政 に 対 す る 要 望 へ の 回 答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
<p>【 1 . 山岸地区全域に係る重点事項】</p> <p style="text-align: right;">P 1</p> <p>(1) 都市計画道路：愛宕町三ツ割線(地図① a ～ ① c)の早期事業実施</p> <p>なお、次期都市計画道路整備プログラム（令和 3 年度～ 1 2 年度）においては、全区間が整備完了となる計画を策定していただきたい。</p> <p>また、この項に関連して以下要望します。</p>	<p>都市計画道路「愛宕町三ツ割線」につきましては、現行の都市計画道路整備プログラムでは、3 区間を整備箇所位置づけ、山岸六丁目区間と山岸二丁目区間の一部は整備済みとなっており、桜ヶ丘団地入口付近と山賀橋入口交差点～山岸小学校交差点の区間は、令和元年度に着手しております。</p> <p>新たな整備区間につきましては、「もりおか交通戦略」で方針としている幹線道路のネットワークを形成するよう、令和 3 年度から予定する次期都市計画道路整備プログラムの策定の中で位置づけを検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（建設部交通政策課）</p>
<p style="text-align: right;">P 1</p> <p>ア ヒノヤタクシー交差点前の安全対策について</p> <p>当該交差点は変則的な交差点を形成しており、歩行者等と車両の接触事故が度々発生している。</p> <p>現在、東側は歩道整備等を進めているが、学童通学路指定の西側は未整備となっており、特に交差点付近が危険な状態にあることから、右折レーンの設置を含め早急に整備されたい。</p>	<p>都市計画道路愛宕町三ツ割線の山田線外山踏切から山賀橋交差点までの区間につきましては、山岸小学校へ通学する児童の安全を最優先し、山岸小学校へ通じる歩道の連続性を確保するため、東側の断面の整備を先行して行っているところであり、御理解を賜りたいと存じます。</p> <p>ヒノヤタクシー前の右折レーンを含めた交差点の整備につきましては、右折車線や本線シフトのための用地が交差点の前後でそれぞれ約 80m 必要となりますことから、正式な整備は難しいですが、暫定的に右折するための幅員の確保が可能かどうか警察と協議してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（建設部道路建設課）</p>
<p style="text-align: right;">P 1</p> <p>イ 山岸三丁目地内の急傾斜地崩壊危険箇所にした路線の整備、及び グリーンハイツ団地の複数進入路確保等を含む災害対策（地図① b）</p> <p>令和 2 年度に国土交通省では、事前防災対策として「防災・減災対策等強化事業推進費」などの補助事業を予算措置しており、これら国の事業を積極的に活用することにより、早期に対策を講じ</p>	<p>山岸三丁目地内の都市計画道路三ツ割愛宕線からグリーンハイツ団地への複数進入道路確保につきましては、都市計画道路整備プログラムに位置付けられた箇所について重点的に取り組んでおり、現在着手をしている区間の早期完了を目指しているところがございます。</p> <p>災害対策としての複数進入路につきましては、地形等から整備は難しいと考えておりますことから、避難のあり方など地元の皆様と相談してまいりたいと存じます。</p> <p>また、防災・減災対策等強化事業推進費の活用については、対象事業とならないため難しいものの、国の補助金につきましては、動向を注視し、支援の内容、採択要件や対象事</p>

令和 3 年 度 市 政 に 対 す る 要 望 へ の 回 答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
<p>られたい。</p> <p style="text-align: right;">P 1</p> <p>ウ 路面の痛みが激しい箇所の暫定的な再舗装</p> <p>当該路線の再舗装は相当部分が完了しているが、一部、残っている箇所についても早期に再舗装をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">P 1</p> <p>エ 旧山賀屋食堂前交差点の安全対策について</p> <p>現在、東側は歩道整備等を進めているが、西側は当面未整備・未計画となっていることから、右折レーンの設置を含め当該交差点の西側を合わせて整備し、早期に安全対策を講じられたい。</p> <p>また、当該地区には視覚障害者が複数在住していることから、音響式歩行者誘導付加装置の付いた横断歩道を至急設置されたい。</p>	<p>業を確認しながら活用を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">(建設部道路建設課)</p> <p>市道本町通一丁目名乗沢 2 号線の再舗装につきましては、既に舗装二次改築事業が完了しております。</p> <p>なお、今後拡幅改良を予定している区間につきましては、拡幅の際に再舗装してまいります。また、それ以外の箇所につきましては、道路パトロールを実施し、通行に支障がある場合は部分的な補修を実施してまいりたいと存じますのでご理解を賜りたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">(建設部道路管理課)</p> <p>旧山賀屋食堂前の交差点の整備についてであります。右折レーンを含めた交差点整備には、交差点の前後それぞれ約 80m の拡幅・改良が必要となりますことから、整備につきましては、山賀屋食堂前の交差点から国道 4 号交差点までの着手時期と合わせ、次期道路整備プログラムの中で検討してまいります。</p> <p>旧山賀屋食堂前の横断歩道につきましては、山賀橋を通る市道山岸一丁目山賀橋線の整備の際に、本町通一丁目名乗沢 2 号線との交差点協議の中で、警察から横断歩道の設置に当たって、山賀家食堂前には歩行者が安全に信号待ちできるスペースが確保できないこと、一方、山岸小学校側にはそのスペースを確保できることから山岸小学校側に設置したものと伺っております。</p> <p>横断歩道設置につきましては、警察から今後の道路整備等により信号待ちスペースなど安全に横断できる環境に改善された際に、検討したいと伺っておりましたが、市といたしましては早期の道路整備等は難しい状況にありますことから、現在の横断歩道への音の出る信号機の設置について、改めて警察に対して相談してまいりたいと存じております。</p> <p style="text-align: right;">(建設部道路建設課)</p> <p>信号機の整備などの交通規制に関することは岩手県公安委員会の所管事項となっております。</p>

令和 3 年 度 市 政 に 対 す る 要 望 へ の 回 答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
<p style="text-align: right;">P 1</p> <p>オ 山岸四丁目の盛岡白百合学園前横断歩道への歩行者信号機設置</p> <p>当該学園は以前専用の通学バスを使用していたが、路線バスの相乗りとしたことにより、道路を横断する児童・生徒が増加している。</p> <p>前回までの回答では、道路勾配・幅員の問題を指摘されているが、これらをクリアする横断歩道の位置の検討を含め、早期に安全対策を講じられたい。</p>	<p>御要望の音響付加装置の設置について盛岡東警察署に伺ったところ、「音響付加装置の設置については、音響による周辺住宅への影響を考慮しつつ、必要性が高いと認められる場所から順次整備しております。視覚障がい者の利用頻度が高い、特別支援学校や福祉施設などを含む地域を優先的に検討しており、県内では、年間4～5箇所程度、震災後は沿岸を重点的に設置しております。」とのことでございます。市といたしましては、周辺にお住まいの方への影響を考慮しながら、設置の要望を継続まいりたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">（市民部くらしの安全課）</p> <p>信号機の設置などの交通規制に関することは岩手県公安委員会の所管事項となっております。</p> <p>御要望の歩行者用信号機の設置及び横断歩道の位置の検討を含めた安全対策につきましては、所轄の盛岡東警察署に伺ったところ、「現在の横断歩道部分から北側については、傾斜が認められること、南側については、道路幅員の不足により、近くへの移設は難しいものと存じます。また、路線バスの白百合学園入口バス停の位置と、児童・生徒の通学のための道路横断需要を考慮いたしますと、横断歩道を現在の位置から変更することは、横断歩道のない場所での横断による事故発生に繋がることが考えられます。」とのことでございます。</p> <p>横断歩道においては、車両運転者は常に歩行者が安全に渡れるよう保護する義務がありますが、「横断歩道等における歩行者等優先のルール」を守らない車両運転者が多いのが実情であります。</p> <p>市といたしましては、道路改良の状況を確認の上、検討を要望するとともに、引き続き交通安全教室や広報媒体を通じて、車両運転者の交通ルールの順守、安全運転意識の向上のため、啓発活動に努めてまいりたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">（市民部くらしの安全課）</p>
<p style="text-align: right;">P 2</p> <p>(2) J R 山田線外山踏切への踏切専用信号と横断歩道の設置</p> <p>外山踏切は、都市計画路線の市道本町通一丁目名乗沢2号線を跨ぐ踏切で、この路線においては、</p>	<p>踏切専用信号につきましては、機会を捉えながらJ R 東日本盛岡支社へ、要望を行っていただいておりますが、難しいとの回答となっている状況にあります。</p> <p>踏切に連絡する道路の拡幅につきましては、令和3年度から予定する次期都市計画道路整備プログラムの策定の中で、事業の位置付けについて検討してまいります。</p> <p>また、外山踏切の安全対策につきましては、J R からは、「通行者などに対して警報灯の</p>

令和 3 年 度 市 政 に 対 す る 要 望 へ の 回 答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
<p>車両等及び住民の方々が朝晩を通じて、一番多く往来する場所となっている。</p> <p>この踏切に連絡する道路は、一部歩道が変則的に繋がっているが、踏切その物が狭隘なため、車両が往来する度に歩行者と接触する恐れがあり、大変危険な状態にある。</p> <p>また、子供達の通学路となっており、事故が発生する前に早急な拡幅工事をお願いするものである。</p> <p>なお、既存の踏切路盤材については、降雪時に滑るため、別な材質に変更するよう毎年要望しております。</p> <p>※昨年12月に、80歳の女性が横断中に自動車と接触し、大腿骨を骨折する重傷事故が起きている。</p> <p>については、公安委員会およびJRは、当該踏切の安全対策について、どのようなご見解をお持ちなのか、明らかにされたい。</p> <p style="text-align: right;">P 2</p> <p>(3) 市道洞清水中村線の拡幅整備（狭隘市道） （地図②）</p> <p>住宅地域の拡幅に関する今後の整備方法については、沿線にある空き家等を買収し、経過的に待避路として、あるいは、代替え地として活用するなどの新たな手法を開発すること。</p> <p>なお、「新たな手法」に関する検討状況をお示しいただきたい。</p> <p>また、当該地区では道路側溝が劣化し、鉄筋等が飛び出している箇所もあることから、至急安全対策を講じていただきたい。</p>	<p>明滅(めいめつ)と警報音にて視覚と聴覚に伝えるとともに、踏切しゃ断機による線路と一般道を遮断することにより、列車と通行者などの安全を確保し、非常ボタンや障害物検知装置の設置によって、安全性の向上に努めております。」と伺っております。</p> <p style="text-align: right;">（建設部交通政策課）</p> <p>横断歩道の設置など交通規制に関することは、岩手県公安委員会の所管事項となっております。JR山田線外山踏切への踏切付近への横断歩道の設置につきましては、所轄の盛岡東警察署にお伝えしているところではありますが、「踏切付近への横断歩道の設置については、交通量が多い時間帯に横断者がある場合、車両が踏切に停止するなど交通の危険を生じさせる恐れがあり設置は困難です。」とのことであり、現状での実現は難しいものと存じますが、市といたしましては、引き続き安全対策について、警察と相談してまいりたいと存じます。</p> <p>また、外山踏切の安全対策に係る公安委員会の見解につきましては、所轄の盛岡東警察署に伺ったところ、「当該箇所につきましては、道路に対して踏切が狭隘であること、南北の歩道の連続性が無いことから、形状の改良が必要であり、交通規制による交通安全対策は難しいと存じます。」と伺っております。</p> <p style="text-align: right;">（市民部くらしの安全課）</p> <p>市道洞清水中村線につきましては、事業区間約260mの整備を平成20年度から実施し、平成26年度完了しております。</p> <p>また、それ以降の住宅地域の拡幅については用地確保に課題があり、全面的な拡幅整備は難しいことから、待避所の整備を検討し、地権者等と協議を行ってきたところです。</p> <p>新たな取り組みとして、住家が無い土地や売却の案内が出ている土地について、所有者や不動産会社と連絡を取り、待避所設置のための用地確保を試みたところですが、成果に結びついておりません。</p> <p>今後におきましても、待避所の整備に向け取り組んでまいりたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">（建設部道路建設課）</p> <p>鉄筋が飛び出ている側溝につきましては、応急的な対応をしましたが、悪い箇所についてはアスファルト等の対応を検討してまいります。</p>

令和3年度市政に対する要望への回答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
<p>※拡幅整備箇所に「山岸五丁目11番から12番地内」を追加し、同地内の取り付け道路の市道化対応について検討をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">P 2</p> <p>(4) 急傾斜地崩壊危険箇所として抽出された地域については、地震や豪雨の際のパトロールの強化と、背面の山林の保全を含めた災害防止策を、今後も引き続き進められたい。 また、この項に関連して以下要望します。</p> <p style="text-align: right;">P 3</p> <p>ア 山岸字銭神沢下の岩谷稲荷神社付近については令和2年度から、隣接する市有地部分については令和4年度から、急傾斜地崩壊対策工事を実施する予定となっており、遅滞なく事業を進めるようお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">P 3</p> <p>イ 山岸三丁目36番地内及び下米内二丁目4番5号～10号地内に隣接する急傾斜地所有者に対して、間伐や枝打ち、擁壁の補修等の適切な管理を行うよう、市当局は指導されたい。 ※急傾斜地対策事業に該当しない急傾斜地所有者に対して、森林税を活用した支援事業を検討されたい。</p>	<p>市道認定しての整備につきましては、家屋が近接しており、市道認定の要件である4mの道路幅員を確保することが難しい箇所もあることから、現状では難しいものと存じます。 (建設部道路管理課)</p> <p>土砂災害危険箇所につきましては、年間を通した定期パトロールに加え、大雨洪水警報や土砂災害警戒情報の発表時、又は震度4以上の地震発生時には山岸地区を含めた重点箇所のパトロールを実施しており、今後も継続して危険の把握に努めてまいります。 (建設部河川課)</p> <p>山岸字銭神下の岩谷稲荷神社付近における急傾斜地崩壊対策工事につきましては、県において令和2年度に工事着手しており、早期の完了を目指していると伺っております。 また、隣接する市有地部分につきましては、県による事業実施に向け協議を進めており、市といたしましても、引き続き対策工事が事業化されるよう、県への協力と要望を行ってまいります。 (建設部河川課)</p> <p>当該箇所は、急傾斜地崩壊危険箇所となっていることから、定期パトロール等を実施しており、異常等を確認した場合には、関係課調整のうえ所有者に連絡し、適正な管理をお願いしてまいりたいと存じます。 (建設部河川課、市民部くらしの安全課)</p> <p>また、森林環境譲与税は、森林経営管理の集約化や林業の担い手対策など林業振興対策に活用するものと認識しており、急傾斜地対策としての活用は、難しいものと考えておりますので、御理解願います。</p>

令和 3 年 度 市 政 に 対 す る 要 望 へ の 回 答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
<p style="text-align: right;">P 3</p> <p>ウ 下米内の山岸和敬荘裏山の急傾斜地については、警戒区域指定に当たって地権者からの了解を得るよう、今後も交渉を継続されたい。</p> <p>なお、今年2月に神奈川県逗子市で斜面が崩壊し、遺族は所有者らに刑事告訴している。今後、急傾斜地の所有者責任が問われるケースが増加すると予想されることから、行政指導を強化されたい。</p>	<p style="text-align: right;">(農林部林政課)</p> <p>下米内の山岸和敬荘裏山の急傾斜地については、未だ土地地権者のご理解を得られないため、工事实施の見込みが立たない状況と県より伺っておりますが、今後とも土地地権者との交渉を継続していただくよう要望するとともに、指定保留となっている土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定、更に急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定について県と連携してまいります。</p> <p>また、急傾斜地崩壊危険区域内において急傾斜地の崩壊による災害を防止するために必要があると認められる場合は、土地所有者等に対し、必要な措置を取るよう勧告することができるかと県より伺っておりますので、引き続き事業が進展するよう県と連携し、情報収集や他都市の事例等について注視してまいりたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">(建設部河川課)</p>
<p style="text-align: right;">P 3</p> <p>(5) 盛岡中央消防署山岸出張所に救急車を配備されたい。</p>	<p>救急車の新たな配備につきましては、消防職員9名（うち救急救命士4名）の増員のほか、岩手医科大学附属病院の移転から1年を経過した変化など、盛岡市域全体の救急出動状況に応じた車両の適正配置の検討が必要となりますことから、これらを踏まえながら、取り組んでまいりたいと存じます。(一部改)</p> <p style="text-align: right;">(総務部消防対策室)</p>
<p style="text-align: right;">P 3</p> <p>(6) 愛宕山東側を埒とするカラスの駆除対策を進められたい。なお、具体的に以下の対策を講じられたい。</p> <p>ア 針葉樹の間伐及び広葉樹への植え替え促進</p>	<p>愛宕山東側の一部区域については、森林環境の改善によるカラスのねぐら縮小のため、平成20年度に試験的に間伐を実施いたしました。毎年実施しているカラスの飛来数調査では横ばい傾向にあるため、現在のところ間伐が効果的な対策であるとの実証までには至っていない状況にあります。また、広葉樹への植え替え促進については、当地区を環境保護地区に指定していることから、伐採届の際には広葉樹の植林を行うよう意見してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(環境部環境企画課)</p>
<p style="text-align: right;">P 3</p> <p>イ カラス駆除を行っている猟友会への一層の助成措置</p> <p>※猟友会員の高齢化により会員数が減少してい</p>	<p>農作物への被害防止の観点から、岩手中央農協が盛岡猟友会に委託する「農作物有害鳥獣対策事業」に要する経費に対し、平成30年度から補助額を増額し、市 100万円、農協 100万円、合計 200万円の補助を行い、被害防止活動に対する支援の強化を図っております。</p>

令和3年度市政に対する要望への回答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
<p>ることから、若返り等の抜本的な対策を講じる必要がある。</p> <p style="text-align: right;">P 3</p> <p>ウ 近隣市町と緊密な連携による冬期間におけるカラスの餌場対策</p>	<p>また、平成29年度から、猟友会加入を条件とした狩猟免許取得に係る補助制度を創設し、新規取得者の確保に取り組んでおります。</p> <p>制度創設からこれまでに補助を活用した免許取得者の内訳は、平成29年度4名、30年度5名、令和元年度は3名、合計12名となっております。また、元年度に新規免許取得者とベテランハンターとの意見交換会を開催し、新人が鳥獣捕獲に参加しやすい体制づくりに取り組んでおります。</p> <p>免許取得者の年代別内訳は、20代6名、30代2名、40代2名、50代以上2名であり、若年世代の方々の取得にも効果を上げております。</p> <p>本市といたしましては、今後も当該制度を利用した新会員の発掘に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（農林部農政課）</p> <p>平成25年度から毎年開催している盛岡市カラス被害対策連絡会議で、カラスの個体数を減らす中長期的な取組として冬場の餌場対策が有効であるとされたことから、令和2年度にも、近隣市町を配付区域に含む新岩手農業協同組合（25,530部）及び岩手中央農業協同組合（12,000部）の広報誌にカラス被害の実情と餌場対策への協力について掲載し、周知を図りました。</p> <p>令和元年度については、盛岡市カラス被害対策連絡会議を開催いたしませんでしたが、市近郊の餌場であるバイオマスパワーしずくいしの視察と情報交換を行いました。今後も周辺市町等と意見交換を行い、餌場対策も含めた取組について検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（環境部環境企画課）</p>
<p style="text-align: right;">P 3</p> <p>エ 電線へのテグス線等の設置範囲の拡大</p>	<p>電線へのテグス線の設置については、被害情報に基づき東北電力盛岡営業所に要望しておりますが、令和元年12月に要望し、令和2年4月に紅葉が丘の山田線沿いの道路において対策工事が実施されております。今後も優先箇所の確認をしながら、継続して設置箇所を拡大するように要望してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（環境部環境企画課）</p>
<p style="text-align: right;">P 3</p> <p>(7) 山賀橋方向からバイパス交差点に至る左折時の渋滞対策を検討されたい。</p>	<p>渋滞対策として右折レーンの延伸や信号時間調整が考えられますが、右折交通量が少ないため交通量の分散効果が期待できないことや、既設横断歩道に影響するため歩行者の安全確保の面からも難しいと存じております。</p>

令和 3 年 度 市 政 に 対 す る 要 望 へ の 回 答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
P 3 (8) 中津川左岸道路と山賀橋との交差点にかかる交通規制について、自動車及び歩行者・自転車の通行の利便性を確保するとともに、適切な安全対策を講じられたい。	<p>また、信号サイクルの変更につきましては、警察によりますと、国道4号の信号は周辺信号機と連動しており、個別交差点の時間調整はむずかしいと伺っております。</p> <p>したがって、市としましては、現在の渋滞の状況を再度調査するとともに、混雑時間を避けた道路利用や公共交通の利用促進など交通渋滞対策について、これまで同様広く市民の皆様呼びかけてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">(建設部道路建設課)</p>
P 4 (9) 中津川周辺の環境整備について、以下のとおり実施されたい。 ア 中津川右岸の山賀橋から中津川橋までの遊歩道の延長	<p>中津川の当該区間を所管します国土交通省岩手河川国道事務所において、当該区間のうち、山賀橋下流部の河川敷に降りる階段と山岸保育園近くへのスロープの整備及び既存遊歩道の拡幅整備が行われ、令和2年9月に完成したところであります。</p> <p>なお、その上流の区間については、引き続き調査検討を行っていくと伺っております。</p> <p style="text-align: right;">(都市整備部公園みどり課)</p>
P 4 イ 中津川左岸グラウンドの嵩上げ整備	<p>中津川左岸の浅岸河川広場の嵩上げについては、現状より河川断面を縮小することになり、増水時の影響などが懸念され防災上避けるべきと考えられますことから、地元町内会と相談の上、現状での利用にかかる広場表層材(砕石ダスト)による補修整備を令和2年10月に完了したところであります。</p> <p style="text-align: right;">(都市整備部公園みどり課)</p>
P 4 ウ 中津川橋の点字ブロックの補修、ベンチの修繕	<p>点字ブロック、ベンチにつきましては、過年度に補修済みであります。その後新たな損傷が見られましたので、今後、補修してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(建設部道路管理課)</p>
P 4 (10) 盛岡中央消防署山岸出張所管内の下記の警	<p>狭隘な道路状況における火災で消火活動を迅速かつ的確に行うため、日頃から道路状況</p>

令和 3 年 度 市 政 に 対 す る 要 望 へ の 回 答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
<p>防活動時留意地域について、消火活動が円滑に行われるよう対策を講じられたい。</p> <p>①山岸一丁目9番地内周辺 ②山岸一丁目12番地内周辺 ③山岸三丁目7番地内周辺 ⑥山岸五丁目10番地内周辺 ⑦山岸五丁目及び岩清水周辺 ⑧紅葉が丘地内周辺</p> <p>【2. 建設部・都市整備部関係】</p> <p style="text-align: right;">P 4</p> <p>(1) 自転車道の安全対策 ※自転車道周辺の樹木の伐採・枝打ち（特に中央公民館裏山）、照明設備の増設、路面の段差解消等安全対策を今後も一層進められたい。 ※道路フェンスの劣化箇所の修繕をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">P 4</p> <p>(2) 県営野球場の交差点から盛岡白百合学園に向かう市道の速度制限及び朝の交通規制強化について、以下の対策を講じられたい。(地図③)</p> <p>ア この区間の制限速度を時速30kmにする。</p>	<p>などの地域の実態を把握するとともに、火災が発生した場合には、小回りのきく消防団車両を先行させるほか、車両の進入困難な場所では、ホースカーやホースバックによりホースを延長し、消火活動を行うこととしております。</p> <p style="text-align: right;">(総務部消防対策室)</p> <p>用地の寄附を前提とした狭あい市道の拡幅及び隅切用地の取得にあたっては、「狭あい市道整備促進事業補助金交付制度」により推進しておりますことから、沿線地域の方々と相談しながら事業実施の検討を行ってまいりたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">(建設部道路管理課)</p> <p>樹木の伐採・枝打ちにつきましては、通行に支障がある箇所について実施してまいりますし、照明設備につきましては、令和元年度に中央公民館裏の1基の補修を実施しております。</p> <p>また、路面の段差につきましては、道路パトロールにより解消してまいります。お気づきの箇所について道路管理課維持係までお知らせ願います。道路フェンスの劣化箇所につきましては、現地を確認し、破損箇所は修繕してまいりたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">(建設部道路管理課，都市整備部公園みどり課)</p> <p>最高速度など交通規制に関することは、岩手県公安委員会の所管事項となっております。御要望の区間における最高速度の規制について所轄の盛岡東警察署にお伝えしているところではありますが、「交通規制を実施する場合は、交通規制基準に準拠して実施しております。最高速度の規制については、交通規制基準により車線数や歩行者数などを勘案し基準速度を設定のうえ、現場状況に応じて基準速度から時速±10kmの範囲で補正し規制速度を決定することとなっております。当該路線の最高速度の規制については、基準速度が時速50kmであるところを通学路等であることなどから、安全確保のため時速40km規制としておりますので、現行の交通規制に御理解をお願いします。」とのことでございます。</p> <p>制限速度の超過違反は、重大な事故を発生させる危険な行為でありますので、市といたしましては、取締りの強化を要望するとともに、交通安全教室や街頭における啓発活動な</p>

令和 3 年 度 市 政 に 対 す る 要 望 へ の 回 答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
<p style="text-align: right;">P 4</p> <p>イ 日常的な交通取締りを強化する。</p>	<p>どを通じて、交通安全意識の定着を図ってまいりたいと存じます。 (市民部くらしの安全課)</p> <p>交通取締りに関することは、岩手県公安委員会の所管事項となっております。御要望の区間における交通取締りについて所轄の盛岡東警察署にお伝えしたところ、「速度超過車両に対する取締りについては、速度取締り用のレーダー機器により取締りを行うこととなりますが、取締り機器の設置や違反車両の誘導及び取調べのためにある程度広い敷地が必要となります。当該路線には該当する箇所がないためレーダーによる取締りは難しい現状です。また、レーダー装置を装備しているパトカーを運用しての取締りについても、道路構造等の諸条件を満たすことができれば取締りは可能ですが、その際にパトカーが駐留できる土地の確保が必要となります。以上のことから、レーダー装置を設置しての取締りは現実的に難しいものの、同地区にパトカーを積極的に導入し、顕示的な「見せる活動」を実施して、同地区の速度抑制に努めてまいりたいと存じます。横断歩行者妨害違反等の取締りに関しては、今までどおり継続して実施してまいります。」とのこととございます。</p> <p>交通事故防止には、車両運転者の交通ルールへの順守、安全運転意識の向上が必要と考えておりますので、今後においても、取締りの強化を要望するとともに、交通安全教室や街頭における啓発活動などに努めてまいりたいと存じます。 (市民部くらしの安全課)</p>
<p style="text-align: right;">P 4</p> <p>ウ 朝 7 時～ 8 時までは三ツ割郵便局側から薬王堂盛岡三ツ割店側への側道の双方とも走行を認めないこと。</p>	<p>車両通行止めなど交通規制に関することは、岩手県公安委員会の所管事項となっております。御要望の箇所における車両通行止めの規制について所轄の盛岡東警察署にお伝えしておりますが、今回、改めて同署に伺ったところ、「御要望の道路は、車両の通行を規制する『車両通行止め』または『歩行者用道路』として、交通規制基準を満たしていないことから、対象に該当しないものと認めます。」とのこととございます。</p> <p>『車両通行止め』は、地震等により交通が危険な場合や道路構造上安全な通行ができないおそれがある場合、催事の実施などに規制されるものであり、また『歩行者用道路』は、十分な幅員を有する歩道等がない生活道路で、歩行者の通行が多い道路などが該当しますが、御要望の道路は基準を満たさないとのこととあります。</p> <p>市といたしましては、道路利用者の安全確保のため、交通安全教室や街頭における啓発活動などを通じ、車両運転者と歩行者の交通安全意識の向上を図ってまいりたいと存じます。</p>

令和 3 年 度 市 政 に 対 す る 要 望 へ の 回 答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
<p style="text-align: right;">P 4</p> <p>(3) 山岸 3 丁目地内「桜ヶ丘団地入口」の時間帯通行制限及び永福寺登り口の時間帯一方通行規制</p>	<p>す。</p> <p style="text-align: right;">(市民部くらしの安全課)</p> <p>時間帯通行制限及び時間帯一方通行の規制など交通規制に関するものは、岩手県公安委員会の所管事項となっております。御要望の規制について所轄の盛岡東警察署に要望を続けておりますが、改めて伺ったところ「御要望の道路は、車両の通行を規制する『車両通行止め』又は『歩行者用道路』に該当しないものと認められます。また、『一方通行』についても、付近に迂回路が確保できないなど交通規制基準を満たしていないものと認められます。」とのことでございます。</p> <p>警察庁が規定する交通規制基準では、『車両通行止め』は、地震等により交通が危険な場合、道路構造上安全な通行ができないおそれがある場合などに規制されるものであり、また『歩行者用道路』は、十分な幅員を有する歩道等がない生活道路で、歩行者の通行が多い道路などが規制対象となりますが、御要望の道路は基準を満たさないとのことであり、当該道路における車両を制限する規制は難しいものと存じます。</p> <p>市といたしましては、道路利用者の安全確保のため、交通安全教室や街頭における啓発活動などを通じ、車両運転者と歩行者の交通安全意識の向上を図るとともに、市通学路交通安全プログラムにおける合同点検を活用し安全対策を協議するなど、交通事故防止に努めてまいりたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">(市民部くらしの安全課)</p>
<p style="text-align: right;">P 5</p> <p>(4) 水路に蓋をすることによる安全対策と公園用地の確保 (地図④)</p> <p>※ 紅葉が丘地区内は、都市計画法の開発許可制度が施行される前の造成団地であるため、現行法では確保されるはずの公園用地等が確保されておらず、例えば、廃品回収などを行う際の集積場所の確保等に苦慮しています。公園用地の確保の為、公的な援助をお願いいたします。</p>	<p>紅葉が丘地区におきましては、街区公園など身近な公園が確保されていない状況であることは承知しております。しかしながら、新たな公園の整備につきましては、厳しい財政状況の中で、当面難しいものと考えておりますので、御理解願います。</p> <p>水路への蓋がけについては、水路幅から特殊な構造となるなど費用面での課題もあり困難ですので、御理解願います。</p> <p style="text-align: right;">(都市整備部公園みどり課・上下水道部下水道施設管理課)</p>

令和 3 年 度 市 政 に 対 す る 要 望 へ の 回 答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
<p style="text-align: right;">P 5</p> <p>(5) 盛岡競馬場開催に伴い下米内地区の車輛通行量が急増し、交通渋滞はもとより、交通事故発生危険にさらされている現状から、交通安全対策として次の措置を講じていただきたい。</p> <p>ア 県道上米内湯沢線（落合橋上流左岸道路）の県道規格による整備（地図⑤ a）</p>	<p>主要地方道上米内湯沢線の道路整備につきましては、道路の管理者である盛岡広域振興局土木部から、「道路整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性を考慮しながら整備を進めている状況であり、当該要望箇所については早期の事業化は難しい状況ですが、沿道状況等を踏まえ、総合的に判断していきます。」と伺っております。</p> <p>なお、市といたしましては、このことについて、令和2年度の統一要望に含め、岩手県へ要望を行っており、今後とも機会を捉え県に要望を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">（建設部道路建設課）</p>
<p style="text-align: right;">P 5</p> <p>イ 市道山岸2丁目上米内1号線における安全対策（地図⑤ b）</p> <p>※同路線では歩道を歩行していた小学生が死亡する重大事故が発生しており、以下の安全対策を至急講じていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 追越し禁止及び速度制限の強化 ・ ガードレール等通行者の安全施設の設置 	<p>市道山岸2丁目上米内1号線における安全対策につきましては、ガードパイプを令和元年度に10m設置しており、令和2年度も設置を予定しております。今後も、危険なカーブにおいて、効果的な設置を実施してまいりたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">（建設部道路管理課）</p> <p>追越し禁止及び速度制限などの交通規制に関することは岩手県公安委員会の所管事項となっております。御要望の追越し禁止及び速度制限の交通規制について所轄の盛岡東警察署にお伝えしたところ、「追い越し禁止の交通規制については、 magari かど 付近や勾配の急な坂が連続する道路の区間などで車両の追い越しによる交通の危険を防止する場合等に交通規制することとなりますが、当該路線の道路環境は規制実施の基準を満たしていないものと認められます。また、速度制限の強化については、交通規制を実施する場合は交通規制基準に準拠して実施しており、最高速度の規制については、交通規制基準により車線数や歩行者数などを勘案し基準速度を設定のうえ、現場状況に応じて基準速度から時速±10kmの範囲で補正し規制速度を決定することとなっております。当該路線の最高速度の規制については、基準速度が時速50kmであるところを通学路等であることなどから、安全確保のため時速40km規制としておりますので、現行の交通規制に御理解をお願いします。」とのことでございます。</p> <p>市におきましては、これまでも道路利用者の安全確保のため、交通安全教室や街頭における啓発活動を継続してまいりましたが、今後においても交通事故を減少させるため、警察署や交通安全協会など関係機関と連携をさらに強化し、交通安全意識の定着を図ってまいりたいと存じます。</p>

令和 3 年 度 市 政 に 対 す る 要 望 へ の 回 答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
<p style="text-align: right;">P 5</p> <p>(6) 県道上米内湯沢線[落合橋東側T字路]の拡幅整備 (地図⑥)</p> <p>※落合橋交差点及びその周辺は擁壁が車道に隣接し、しかも曲線部に設置されていることから、早急に歩道整備等歩行者の安全対策を講じていただきたい。</p>	<p style="text-align: right;">(市民部くらしの安全課)</p> <p>主要地方道上米内湯沢線の拡幅整備につきましては、道路の管理者である盛岡広域振興局土木部から、「歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性を考慮しながら整備を進めている状況であり、当該要望箇所については早期の事業化は難しい状況ですが、沿道状況等を踏まえ、総合的に判断していきます。」と伺っております。</p> <p>なお、市といたしましては、このことについて、令和2年度の統一要望に含め、岩手県へ要望を行っており、今後とも機会を捉え県に要望を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">(建設部道路建設課)</p>
<p style="text-align: right;">P 5</p> <p>(7) 山岸四丁目地区内の歩道設置 (地図⑦)</p> <p>※都市計画道路の整備と併せて、桜ヶ丘団地入口付近から活動センターへ通ずる赤線・青線を利用しての歩行者通路を整備されたい。(赤線の市道認定を含む。)</p> <p>なお、同センターは指定避難場所であることから、山岸三丁目・山岸四丁目住民の避難路確保のためにも早急に対応されたい。</p>	<p>市道認定がなされていない赤線につきましては、砂利敷き等の修繕は実施いたしますが、改良等の実施は困難ですのでご理解願います。</p> <p>道路事業として整備を行うためには、はじめに路線の認定が必要であり、赤線の市道認定にあたっては、道路の構造の要件を満たすこと及び必要な用地の寄附が伴いますので、詳細については、道路管理課路政係までご相談いただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(建設部道路管理課，道路建設課)</p>
<p style="text-align: right;">P 5</p> <p>(8) 山岸三丁目桜ヶ丘団地とグリーンハイツ団地を結ぶ道路の新設、及び歩行者通路の整備。(地図⑧)</p> <p>※当該団地は出入り口が一箇所しかなく、災害時において危険な状態あることから、両団地を結ぶことにより、互いに避難路を確保することが可能となる。(1.(1)イと同様の手法でお願いしたい。)</p>	<p>山岸三丁目桜ヶ丘団地とグリーンハイツ団地を結ぶ道路の新設及び歩行者通路の整備につきましては、地形等から整備は難しいと考えており、また、市内全域で同様の要望が多くありますことから、早期の整備は難しい状況にありますので、ご理解を賜りたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">(建設部道路建設課)</p>

令和3年度市政に対する要望への回答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
<p style="text-align: right;">P 6</p> <p>(9) 私道洞清水生活道路（仮称）の市道認定を早急に進められたい。</p>	<p>市道路線認定については、道路用地の土地所有者から寄附が受けられることが前提であることから、令和元年度土地所有者の所在や意向の確認など、事前調査を行ったところから、令和2年度から道路周辺の用地測量を行い用地の確定作業を進めてまいりたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">（建設部道路管理課）</p>
<p style="text-align: right;">P 6</p> <p>(10) 山岸6丁目老人憩いの家前バス停への上屋の設置</p> <p>※冬期間における乗降客の動向調査を実施していただきたい。</p>	<p>山岸六丁目老人憩いの家前のバス停への上屋の設置につきましては、歩道の後背地に設置可能な用地はありますが、令和2年3月に実施したバス停の利用者調査では、16日（月）は9人、17日（火）は12人という状況であり、他と比べ、少ない状況となっております。引き続き、冬期間における利用状況を調査しながら、市全体の優先順位を踏まえ、検討してまいりたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">（建設部交通政策課）</p>
<p style="text-align: right;">P 6</p> <p>(11) 下米内佐倉地区の簡易給水施設・墓地及び防火水槽までの狭隘道路整備（地図⑩）</p>	<p>狭あい道路の整備につきましては、平成30年度沿線地域の方々と相談し、私道等整備事業で一部舗装工事を行ったところからあります。また、市道路線認定要件を満たす区間については、令和元年度から道路周辺の用地測量を行い用地の確定作業を進めておりましたが、コロナウイルス感染の影響で県外地権者の立会ができない状況となっております。このため、令和2年度内での市道路線認定は困難であることから、県外地権者の立会が得られるとともに関係地権者の合意形成が整い次第、できるだけ早期に対応してまいりたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">（建設部道路管理課）</p>
<p style="text-align: right;">P 6</p> <p>(12) 米内川の旧伊勢ノ沢橋（旧豆門橋）の橋脚跡（下米内伊勢ノ沢43番地内付近）が、川の流れを阻害して川岸が危険な状態となっていることから、至急安全対策を講じられたい。</p>	<p>旧伊勢ノ沢橋につきましては、盛岡市が設置した橋ではないことから、米内川の河川管理者である岩手県に対し、地域の要望をお伝えしてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（建設部道路管理課）</p>
<p style="text-align: right;">P 6</p> <p>(13) 山岸小学校の外周に設置されている歩道改</p>	<p>山岸小学校の外周の歩道につきましては、歩道幅が狭く、宅地等への乗入れ箇所が傾斜</p>

令和3年度市政に対する要望への回答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
<p>良</p> <p>災害時の指定避難場所となっている山岸小学校の外周の歩道は、一部道路側に傾斜しており、車椅子の方々に支障となっていることから、改良工事をお願いするものである。</p> <p style="text-align: right;">P 6</p> <p>(14) 山岸6丁目45-20の接道（老人憩いの家前バス停付近）について、大変に狭隘なことから、愛宕町三ツ割線からの侵入禁止とする一方通行とされたい。</p>	<p>している状況ですが、宅地への乗入れも必要でありますことから、限定的な改良について地元町内会と立会いの上、今後検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（建設部道路管理課）</p>
<p>【3. 他の官庁関係】</p> <p style="text-align: right;">P 6</p> <p>(1) 紅葉が丘地区内市道上の老朽化した街灯電柱の撤去及びランプ部の移設</p> <p>※自立柱撤去費用にかかる補助率及び補助上限額の引き上げをお願いします。</p>	<p>進入禁止などの交通規制に関することは岩手県公安委員会の所管事項となっております。御要望の交通規制について所轄の盛岡東警察署にお伝えしたところ、「御要望の道路につきましては御指摘のとおり狭隘で、車両が双方向から進入した場合にすれ違ってくる状況が生じることが想定されますが、生活道路と考えられるため、進入禁止とすることは道路の利便性に影響するため、規制の実施については、地域の総意による必要があります。御要望につきましては、町内会様の御意見を直接伺った上で検討したいと存じます。」とのことでありました。市といたしましては、町内会様の御意見を盛岡東警察署にお伝えする機会を設けたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">（市民部くらしの安全課）</p>
<p style="text-align: right;">P 6</p> <p>(2) 警察交番所の設置</p> <p>※山岸地区は、昭和40年代～50年代にかけて宅</p>	<p>街路灯が設置されている自立柱撤去に係る補助制度につきましては、平成28年度に実施した街路灯の調査業務において、街路灯が設置されている柱が腐食しているものが多数あることが判明したことから、所有者である町内会等の方々が倒壊するおそれのある柱の撤去を緊急的に進めるため、街灯設置費補助の補助率に合わせ補助率10分の7、補助上限額35,000円／本としたところです。</p> <p>しかしながら、柱の材質や構造等により、撤去費用が高額になる場合があることから、街路灯の自立柱撤去に対する支援のあり方につきまして、検討してまいりたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">（市民部市民協働推進課）</p> <p>交番の設置に関しましては警察の所管事項ですので、貴連合会からの御要望につきましては岩手県警察本部及び盛岡東警察署にお伝えしております。</p> <p>岩手県警察本部によりますと、「警察署、交番及び駐在所の設置については、人口、世帯</p>

令和 3 年 度 市 政 に 対 す る 要 望 へ の 回 答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
<p>地化が進行し、山田線の外側に山岸三丁目～六丁目まで市街地が形成された。このため、管轄する加賀野交番から遠方にある地区が多く、隣接する北山交番からも同様に遠方にある。</p> <p>については、警察交番所の管轄を見直しし、交番所設置について特段のご配慮をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">P 7</p> <p>(3) 中津川河川敷の樹木の伐採及び草刈りを定期的に実施していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">P 7</p> <p>(4) 自治公民館を保有していない町内会に対して、以下の補助等の便宜を図っていただきたい。</p> <p>ア 町内会役員宅への複写機等の設置助成</p> <p style="text-align: right;">P 7</p> <p>イ 山岸地区活動センター、山岸児童・老人福祉センター、山岸老人憩い家における複写機の利用</p> <p style="text-align: right;">P 7</p> <p>ウ 山岸小学校の空教室を町内会集会所に活用</p>	<p>数、面積、行政区画及び事件または事故の発生状況などの地域の実態を勘案して、警察力が全県的に保たれるようにすることを基本方針としております。」とのことです。また、盛岡東警察署によると当地区は、付近の交番及び駐在所が連携して治安対策に当たっており、事件や事故等の緊急事態には、直近のパトカーや警察官が対応できるよう体制を整えているとのことです。</p> <p>市といたしましては、交番の設置につきまして今後も岩手県警察本部への要望を継続してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(市民部くらしの安全課)</p> <p>河川管理者である国土交通省に確認したところ、中津川河川敷の樹木伐採や草刈りにつきましては、河川巡視等により状況を把握し、必要に応じて、適宜実施していると伺っております。市といたしましても、これまでと同様に定期的に継続実施されるよう要望してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(建設部河川課)</p> <p>町内会・自治会等を対象とした補助金は、町内会等の活動の支援を目的としておりますが、公共性を担保する必要があることから、町内会役員宅への複写機等の設置助成については難しいものと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">(市民部市民協働推進課)</p> <p>山岸地区活動センター、山岸児童・老人福祉センター、山岸老人憩いの家の複写機は各施設の事務用備品として使用しており、コピーサービスは行っておりませんが、市内6カ所の公民館（中央公民館、上田公民館、西部公民館、河南公民館、都南公民館、渋民公民館）に開設している「市民協働推進センター」ではコピーサービス（有料）を行っておりますので、ご活用をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(市民部市民協働推進課、保健福祉部長寿社会課、子ども未来部子ども青少年課)</p> <p>山岸小学校の空教室を町内会集会所に活用することにつきましては、現在、山岸小学校には空き教室がなく難しいものと考えております。(教育委員会総務課)</p>